



自治会だより

南牧野林自治会グループ活動事業実施要領の制定について

この要領は、「滝沢市いきいきサロン委託事業」の実施基準を当自治会独自に設けることにより、事業の明瞭化、適正化を図ることを目的に包括的に定めたものです。

なお、この要領中、第4(事業実施方針及び実施基準)第1の別紙及び別紙2及び第10(実施計画書書式)並びに第11(実施報告書等書式)の掲載は、省略します。

また、省略した書式等資料の提供等お問合せ先は、担当理事(小野副理事長)にお申し出ください。

南牧野林自治会グループ活動事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、南牧野林自治会(以下「本会」という。)の区域において、集いの場を提供することにより、高齢者の閉じこもり及び機能低下を防止し、介護予防を推進することを目的とする。

(名称)

第2 この事業の名称を本会グループ活動(以下「グループ活動」という。)という。

(事業の対象)

第3 この事業の対象は、「滝沢市地域住民グループ(いきいきサロン)支援事業実施要綱」第2条(運営の委託)規定に基づく委託契約により本会が実施する。

(事業実施方針及び実施基準)

第4 この事業は、「滝沢市地域住民グループ(いきいきサロン)支援実施要綱」(別紙1)及び滝沢市地域包括支援センターの方針「令和〇年度事業実施について」(別紙2)による。

2 本会自治会館を集いの場としてグループ活動を展開する。

3 本会のグループ活動は、次に掲げる基準による。

(1)1グループ5人以上の構成員をもって、この事業の対象とする。

(2)代表者1人を置き、その責任者となる。

(3)月1日以上1回当たり2時間以上の活動とする。ただし、特別な事情が生じたときは、この限りでない。

(4)グループ活動実施計画書(別紙3)及びグループ活動実施報告書(別紙4)により本会会長に提出し、承認を得なければならない。

(5)滝沢市が推進する各種相談、講座・教室等の支援を受ける。

(自治会館の使用)

第5 自治会館の使用は、「新型コロナウイルス等感染症防止対策」に万全を期するものとし、「三密の防止・マスク着用・手指の手洗い及び消毒等の励行」を徹底する他、当自治会館館長の指示に従わなければならない。

(事業事務管理)

第6 この事業及び事務の管理は、自治会長が指名した担当理事があたる。

(会議・会計・監査)

第7 この事業は、毎年度事業計画に載せ、会計は、独立会計として予算書に計上し、総会の承認を得るものとし、本会の監査を受けなければならない。

2 グループの代表者会議は、担当理事が必要に応じて招集する。

(事業費の管理)

第8 事業費の管理は、次に掲げる基準により管理する。

- 2 本会は、各グループの代表者に、当自治会会計規程により資金前渡し、別に定める資金前渡金管理台帳に支出の都度記載し、領収書を添付しなければならない。
- 3 事業費の管理事務は、会計担当理事と協調して担当理事があたる。
- 4 事業費の使途の範囲は、原則として別表に掲げる基準による。
- 5 支出金は、予算の範囲に限るものとし、私費で補填してはならない。
- 6 担当理事は、隔月ごとに資金前渡金管理台帳の確認を行う。
- 7 資金前渡金に残金が生じたときは、担当理事の指示に従って返金する。
- 8 委託費は、原則として繰越金が生じないように管理する。

(グループ活動の制限)

第9 グループ活動が、健全な自治会活動の趣旨に反した場合は、自治会長は、理事会に諮り議決を経て、そのグループから除名、若しくは解散を勧告する他、当自治会館の使用を禁じる。

(実施計画書書式)

第10 本会は、毎年度下記の「実施計画書」を地域包括支援センターの指示期限までに提出する。

- 1 実施計画書①サロン名・会場・代表者・担当者連絡先・広報回覧作成依頼
- 2 実施計画書②実施回数予定
- 3 実施計画書③介護予防教室
- 4 実施計画書④バス利用計画
- 5 実施計画書⑤出前講座・(交通安全教室を除く、市で開催している教室や講座等の申し込み)
- 6 委託費振込先確認書⑥

(実施報告書等書式)

第11 本会は、毎年度下記の「実施報告書等」を地域包括支援センターの指示期限までに提出する。

- 1 いきいきサロン実施報告書(別紙様式第1号)
- 2 いきいきサロン開催実績表(様式第1号に別紙添付)
- 3 いきいきサロン参加状況(様式第1号に別紙添付)
- 4 いきいきサロン委託料前金払請求書(様式第2号)
- 5 いきいきサロン委託料清算請求書(様式第3号)

(要領の効力)

第12 この要領は、理事会の議決の日をもって効力が生じる。

令和4年7月10日議決

(附則)

第13 この要領に定めのない事案については、理事会で処理する。

別 表

支 出 基 準

食糧費	・1開催あたり1人300円以内(茶菓・飲料(アルコール除く)) ・アルコール飲料の資金源としてはならない。 ・他のグループとの交流会費用に充ててはならない。
需用費	消耗品(コピー用紙・インクカートリッジ等事務用品・印刷費・活動に必要な消耗品(料理資材・工作資材等含む)で、1件あたり5,000円以内。
借 料	資材等の借り上げ料。
謝 礼	講師等の謝礼
備品費	会計年度をまたがって使用できるもので、1件あたり20,000円を超える機器・用具、用品。(理事会の承認が必要)

注： 備品は、自治会備品台帳に「グループ活動」と明記して記載する。

「自治会だより」作成の基本となります、南牧野林自治会会報編集要領が理事会にて承認されました

南牧野林自治会会報編集要領

(目的)

第1条 この要領は、南牧野林自治会活動の状況を適性かつ公正に会員に周知するための情報誌として、必要な事項を定めることを目的とする。

(会報の名称)

第2条 この会報の名称を、南牧野林自治会会報「自治会だより」(以下「会報」という。)と称する。

(発行責任者)

第3条 この会報の発行責任者は、南牧野林自治会長(理事長)とする。

(編集会議の設置)

第4条 会報を発行するために、編集会議を設置し、資料の収集、整理、攻勢を行う。

2 編集会議は、副理事長、各部長理事及び会計担当理事で構成する。

3 編集会議には、編集長及び副編集長を置き、編集長は会議を統括する。ただし、編集長が不在の時は、副編集長が代理する。

4 編集長には、特命理事(自治会だより編集長)が就き、副編集長は、編集会議の互選による。

(会報発行の原則)

第5条 会報は、思想、信条、価値観に偏らず、常に公平かつ公正で規約第1条の目的達成のために寄与する。

2 会報の構成は、原則として次による。

自治会活動の「計画・実績・お知らせ」に関する事項

文化・教養に関する事項

その他編集会議が選定した事項

3 会報の整理・仕訳は、総務部員より行う。

(会報発行への協力)

第6条 役員(理事)は、会報の発行に際し、編集会議の求めにより会報に掲載する記事を提供しなければならない。会員もまた、同様とする。

第7条 自治会予算(事務費・部活動費)の範囲とする。

(附則)

この要領は、規約施行規則第11条第2項の規定に基づき、理事会に報告し、承認を得た日(令和4年7月10日)から施行する。

※第1回編集会議にて、担当は以下のように決定いたしました。

編集長：熊谷 有志(特命理事)

副編集長：千葉 絵利香(会計理事)

南牧野林自治会・賛助会からの報告

報告者：南牧野林自治会 小畑和滋会長

南牧野林自治会と同賛助会は、令和4年7月4日いわて生協牧野林店会議室で、安全・安心な地域づくり懇談会を開催しました。その概要は、次のとおりです。

- 1 懇談会開催の趣旨 : 自治会と賛助会員が協働して住環境の保全(環境美化、防災、防犯、交通安全等)に取り組むこと。
- 2 記懇談会司会進行 : いわて生協牧野林店店長 上田直人
- 3 連絡組織体制確立 : 賛助会員に代表世話人を置くこととし、いわて生協牧野林店 店長 上田直人氏が就いた。
- 4 連絡調整の窓口 : 自治会側は、小畑和滋会長・賛助会側は、上田直人代表世話人が当たり、組織的な諸課題に対処することとした。
- 5 諸課題 : 諸葛川河川敷の草刈り作業・除雪作業・賛助会入会勧誘・防犯、交通安全運動・隣接自治会との連携等

※ 自治会会員の皆様へ
賛助会主催のイベントには積極的にご参加くださるようお願いいたします。

滝沢消防署よりお知らせ

滝沢消防署です。

この度、自治会だよりのスペースを不定期にお借りして、住宅の防火に関する情報提供をさせていただくことになりましたので、どうぞよろしく申し上げます。初回は電気火災です。

■電気火災にご用心

電気機器等は日常生活において欠かすことのできないものですが、使用者の不注意や誤った方法により使用した場合には、火災につながる恐れがあります。

電気機器を使用する際には、次のことに注意しましょう。

■点検の実施

エアコン、扇風機等の季節を限定して使用する電気機器等は、毎年使用する前に必ず点検しましょう。

使用中に普段と違った音や動きに気付いたときには、すぐに使用を中止し、コンセントからプラグを抜いて専門業者に点検してもらいましょう。

■コンセントの清掃

コンセントプラグを長時間差し込んだ状態にしておくと、その隙間にほこりが付着し、湿気を帯びて通電するトラッキング火災になることがあります。

プラグに付着したほこりは定期的に取り除きましょう。

■危険な状態のコード

たこ足配線やコードを痛んだ状態、束ねた状態、重い荷重が載った状態で使用すると、過熱や断線して出火する可能性がありますので大変危険です、このような使用は止めましょう。

【問合せ先】滝沢消防署予防係 687-5119

7月の出来事

7月4日(金)	自治会と当自治会賛助会員による「安全・安心な地域づくり懇談会の開催(ベルフ牧野林会議室)出席者数:12人」
7月10日(日)	第2回理事会 (詳細は下部に記載)
7月14日(木)	元村地区自治会連絡協議会(ふるさと交流館)会長出席・広報等配布作業(12:30~)
7月15日(金)~24(日)	夏の交通事故防止県民運動(交通安全のぼり旗立て等)
7月16日(土)	元村地区市会議員の議会報告会(ふるさと交流館)会長出席。
7月22日(金)~26日(火)	クリーンたきざわ運動
7月24日(日)	一斉清掃の日 会館、公園、茨島線沿い等・参加者数:69人
7月25日(月)~8月5日(金)	夏休みラジオ体操(主催・牧野林中央キッズ子ども会 場所・せいほくタウン中央公園、開始時間・6:30~)
7月27日(水)	滝沢市自治会連合会主催自治会長研修会(ビックルーフ滝沢)会長出席。
7月29日(金)	1班ゴミ集積所設置計画審議会(13:30~自治会館)・広報等仕分け作業(12:30~)
7月30日(土)	夏休み地区巡回パトロール「青少年健全育成委嘱委員の呼びかけで、スクールガード及び理事有志 15:00自治会館集合」

第2回理事会について

<報告>

南牧野林自治会令和4年度予算書「第1四半期(4月~6月)」収支決算について、二之湯会計担当理事から資料提出及び概要説明。

<議題>

1. 南牧野林自治会グループ活動事業実施要領(案)について = 承認
2. 南牧野林自治会会報編集要領(案)について = 承認
3. アパート居住者への自治会の対応とアンケート調査の実施について = 承認
4. 三大事業(夕涼み会、バス旅行、文化祭・芋の子会)及び敬老感謝の集いの取り扱いについて = 中止することで承認
5. 1班のゴミ集積所設置計画作成チームの設置について
(小野理事長、中村環境部長、二之湯会計担当理事、1班班長外谷武雄氏) = 承認
6. コピー機の使用規則(案)について = 承認

8月の予定

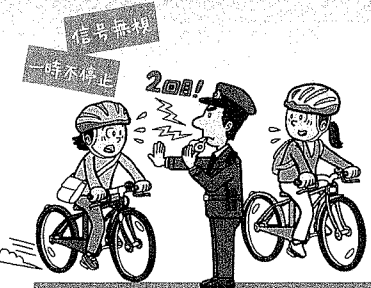
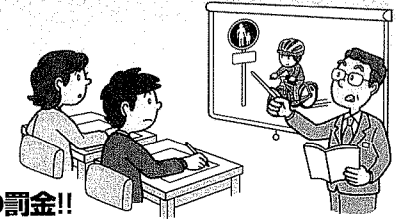
8月初旬	諸葛川河川敷草刈り作業打ち合わせ(草刈り作業有志・担当理事)
8月8日(月)	広報等仕分け作業(12:30~)
8月21日(日)	資源回収の日 (ご協力お願いします)

危険行為を繰り返すと

「自転車運転者講習」の受講が義務に!

信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

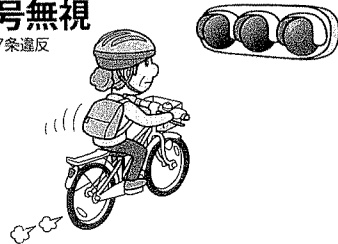
命令を受けてから、3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!
講習は3時間 (講習手数料の標準額は6,000円) 違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。



受講義務の 対象となる 危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

信号無視
法第7条違反



通行禁止道路(場所)
の通行
法第8条第1項違反

※警察署長の許可を得た
場合は除きます。



通行が認められ(許可されている)
歩行者用道路での
歩行者妨害
法第9条違反



歩道通行や、
車道の右側通行等

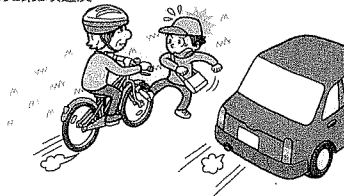
法第17条第1項、
第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた
路側帯を通行する行為も
この違反になります。



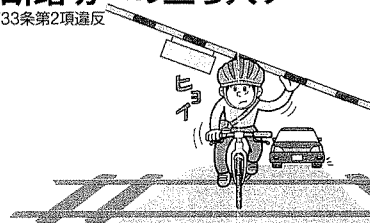
路側帯での歩行者の通行妨害

法第17条の2第2項違反

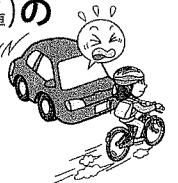


遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

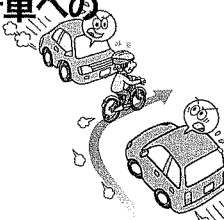


信号のない交差点等での
優先車両(左方車・)
優先道路車
の
通行妨害等
法第36条違反



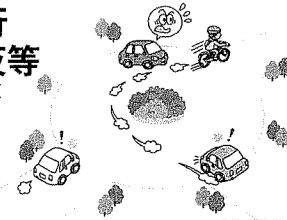
右折時における
直進車や左折車への
通行妨害

法第37条違反



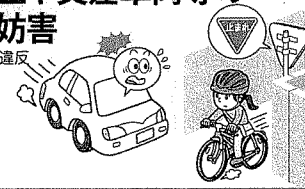
環状交差点での
安全進行
義務違反等

法第37条の2違反



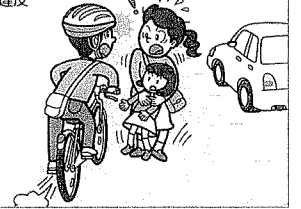
一時停止場所での
不停止や交差車両等の
通行妨害

法第43条違反



歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反



ブレーキが不備・不良な
自転車の運転

法第63条の9第1項違反



酒酔い運転

法第65条第1項違反



安全運転義務違反

法第70条違反

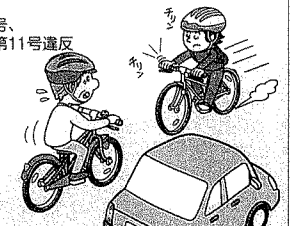
※傘さし運転や
スマホ運転なども
該当することがあります。



妨害運転

法第117条の2第6号、
法第117条の2の2第11号違反

※他の車両等の通行を
妨害する目的で、
逆走して道をふさいだり、
ベルを執拗に鳴らす
などの行為



※上記の「法」とは「道路交通法」のことです